

大野市森林伐採・造林に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の8の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採届」という。）の受理等の取扱いについて、法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(伐採届の事前周知)

第2条 市長は、地域森林計画対象民有林内の森林を伐採する場合には、伐採届出制度や林地開発制度があることを市民等に対して周知を図るものとする。

2 前項の周知の方法は、市広報誌やホームページ等で行うものとする。

(伐採等届出の事務処理)

第3条 伐採等届出の事務処理は、林野庁が定める「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアル」を参考に行うものとする。

2 伐採等届出の様式は「伐採及び伐採後の造林の届出書」（様式第1号）により行うものとする。

3 伐採届の受理にあたっては、森林所有者等からの聞き取り、又は現地調査を行い森林計画図上で伐採予定個所を特定するものとする。

4 伐採届を受理したときは、受理した日付を明記の上、「伐採及び伐採後の造林届整理簿」（様式第3号）に記載するものとする。

5 伐採届に添付する書類は、次の表に定める項目いずれか1つずつとする。

NO	添付書類	備考
1	届出者の本人確認書類 <ul style="list-style-type: none"> 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書 ・法人番号が記載された書類 ・法人の名称及び所在地を記載した書類 【法人でない団体の場合】 ・団体の規約 ・団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 【個人の場合】 ・氏名及び住所がわかる書類（運転免許証等）の写し 	必須 届出者が過去の届出書に添付した種類と同一のものを添付する場合は、その旨を記載した書面を添付することにより代替できるものとする。
2	伐採地が特定できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・字図（地籍図） ・森林計画図 ・伐採区域や隣接する土地との境界等を明示した字図 	必須
3	土地所有者が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・要約書等 ・登記簿謄本 ・資産証明書 ・評価証明書（上記5種類は3ヶ月以内） ・課税明細書（最新のもの） 	必須
4	森林所有者等の住所が確認できる書類 住民票、公的な郵便物等（3ヶ月以内）	必須 （森林簿、林地台帳と異なる場合）
5	届出のあった森林を伐採する権原を有することが確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・誓約書（様式第4号） ・立木の売買契約書 ・土地の売買契約書等 	森林所有者と伐採者が異なる場合
6	伐採及び集材に係るチェックリスト、搬出計画図 伐採及び集材に係るチェックリストと伐採地の位置図又は字図（地籍図）、搬出経路を示したものの。（様式第2号）	主伐の場合必須

NO	添 付 書 類	備 考	
7	伐採区域の外周の全部又は一部が境界と重なる場合隣接土地（森林）所有者と境界確認をしたことが確認できる書類	境界確認書（様式第5号）、立会写真、境界保全状況の写真等	市長が必要と認めた場合 ただし、以下の場合には必要とする。 ・無届伐採等による行政指導を受けた場合
8	地元関係団体との協議 ・地元自治会 ・土地改良区 ・水利組合等	協議報告書（様式第6号）等 （原則、協議日より6ヶ月以内のもの） ※届出時の地元関係団体の現代表者と協議したものを添付すること。	必須 ただし、市長が必要ないと認めた場合を除く
9	関係施設管理者との協議 ・作業路、土場等土地所有者 ・道路、河川管理者等	承諾書、許可証等の写し	市長が必要と認めた場合
10	添付書類が確認できる書類	チェックリスト（様式第7号）	必須
11	その他市長が必要と認める書類	・誓約書 ・戸籍謄本（誓約書提出時）登記簿名義人から誓約書提出者までの関係のわかるもの ・立木の売買契約書 ・土地の売買契約書等	登記簿謄本に記載されている所有者と伐採後の造林の権原を有する者が異なる場合

※「6 隣接土地所有者と境界確認をしたことが確認できる書類」のうち、森林の伐採に関する行政指導を受けた場合の規定については、提出しなければならない期間については以下のとおりとし、その回数については指導書を発送する年度から過去3カ年間を通算する。

- ・ 1回の行政指導では、指導書発送日から6ヶ月とする。
- ・ 2回の行政指導では、指導書発送日から1年間とする。
- ・ 3回の行政指導では、指導書発送日から市長が必要と認める期間までとする。

※「9 その他市長が必要と認める書類」のうち誓約書、戸籍謄本の添付については、下記のとおり運用する。

- (1) 「伐採後の造林の権原を有する者」が死亡している場合には、相続人全員の連名もしくは同意書の提出を原則とする。ただし、相続人が複数おり、関係書類の全員分の提出が困難である場合には、相続人の代表者が相続人全員の同意を得たうえで、誓約書を添付して「伐採等届出書」を提出することができるものとする。

この場合においては、「伐採後の造林の権原を有する者」と相続人代表者との相続関係を証明する書類（戸籍謄本等）を添付するものとする。

- (2) 共有林の伐採については、民法の規定により共有者全員の同意が必要なため、共有者（相続人）全員の連名もしくは同意書を提出することとする。

この場合において、共有者（相続人）が申請する場合においては、各共有者（相続人）について(1)の「ただし書き」の運用に準ずることができるものとする。

なお、共有者（相続人）が不確知により全員での申請ができない場合には、「共有者不確知森林制度（法第10条の12第1項第2号）」制度を活用するものとする。

- (3) 筆界未定地については、伐採面積や範囲が確定できず書類不備となるため、隣接森林所有者全員の同意書もしくは境界確認書（様式第5号）の提出を必須とする。ただし境界不確定区域の森林全ての「伐採等届出」が届出された場合には、林所有者間の同意があったものとして取り扱う。

（伐採計画の審査等）

第4条 市長は、伐採計画書に記載された事項が「大野市森林整備計画書」（以下「市森計」とい

う。)に適合しているか、次項で定める「伐採及び伐採後の造林の届出書チェックリスト」により審査するものとする。

- 2 前項のチェックリストは、森林施業を目的とする伐採については「伐採及び伐採後の造林の届出書チェックリスト(林業伐採用)」(様式第8-1号)、森林以外の転用を目的とする伐採については「伐採及び伐採後の造林の届出書チェックリスト(転用伐採用)」(様式第8-2号)を使用するものとする。

(適合通知等)

第5条 市長は、第4条の審査の結果、当該伐採届の内容が市森計に適合すると認めるときは、当該届出者に対し、「伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書」(様式第9号)により、当該伐採届が開発行為を伴う場合にあつては、「伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書」(様式第10号)により通知するものとする。

- 2 市長は、第1項の「伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書」の通知を受けた届出者が、通知書を亡失又は滅失し、再交付を申請する場合は、「適合通知書再交付申請書・適合通知書亡失届出書」(様式第11号)を提出させ、1回に限り通知書の再交付を行うことができる。再交付する通知書は「再交付」と明記するものとする。なお、再交付にあつては「伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書の再交付について(通知)」(様式第12号)を発付し、再交付に係る留意事項の周知を図るものとする。

(森林所有者等への指導)

第6条 市長は、伐採届の内容が市森計に適合しないと認めるとき、又は伐採届の内容に従った伐採が実施されていないと認めるときは、当該所有者等に対し伐採計画の変更又は伐採計画の遵守について指導を行うものとする。なお、計画の変更に係る指導を文書で行うときは、「指導書①」(様式第13号)によるものとする。

(伐採計画の変更命令)

第7条 市長は、伐採届の内容が市森計に適合しないと認める場合であつて、森林所有者等への指導を実施した場合においても是正措置が行われなるときは、法第10条の9第1項の規定に基づき、必要に応じて当該森林所有者等に対し、「伐採及び伐採後の造林の計画の変更に関する命令書」(様式第14号)により伐採及び伐採後の造林計画の変更を命令するものとする。

- 2 前項の命令を行った後に行われた伐採は、法第10条の9第2項の規定により、伐採届の提出がなかったものと見なす。引き続き伐採を行った場合には、無届伐採として告発の対象となるものとする。
- 3 第1項の命令を行ったときは、「伐採・造林計画の命令に係る記録簿」(様式第15号)に整理するものとする。

(伐採計画の確認)

第8条 市長は、伐採の期間中に伐採の方法が伐採届に記載された伐採計画どおり行われていることを現地調査により確認することができる。

- 2 前項の調査を行う場合は法第188条第2項及び第3項の規定により、身分証明書を携行するものとする。

(施業の勧告)

第9条 市長は、伐採届に記載された内容が市森計を遵守していないと認める場合には、是正すべき旨を「指導書②」(様式第16号)により文書で指導するものとする。

- 2 前項の指導に従わない場合は、法第10条の10第1項の規定に基づき、必要に応じて森林所有者等に対し、「勧告書」(様式第17号)により遵守すべき事項を示し、これに従って施業すべき旨を勧告することができる。

(伐採計画の遵守命令)

第10条 市長は、伐採届の内容に従った伐採又は造林が実施されていないと認める場合であつて、森林所有者等への指導及び勧告を実施した場合においても是正措置が行われないときは、法第10条の9第3項の規定に基づき、必要に応じて当該森林所有者等に対し、「伐採及び伐採後の造林計画の遵守に関する命令書」(様式第18号)により伐採及び伐採後の造林の計画の遵守を命令するものとする。

- 2 前項の命令を行ったときは、「伐採・造林計画の命令に係る記録簿」(様式第15号)に整理するものとする。

(命令に従わない場合の措置)

第11条 市長は、第7条の伐採計画の変更命令又は前条の伐採計画の遵守命令を発動した場合において森林所有者等が当該命令に従わないときは、必要に応じて告発を検討するものとする。

(伐採箇所の調査)

第12条 市長は、届出に係る伐採又は伐採後の更新状況等を把握するため、必要に応じて現地調査を実施するものとする。

- 2 前項の調査を行う場合は法第188条第2項及び第3項の規定により、身分証明書を携行するものとする。
- 3 現地調査を実施したときは、「伐採・造林計画の命令に係る記録簿」(様式第15号)にその内容を記録するものとする。

(造林の確認)

第13条 市長は、届出に係る造林が計画とおりに行われているか現地調査を実施するものとする。

- 2 前項により計画に従った造林が実施されていない場合は、是正するよう文書にて指導するものとする。指導に従わない場合は第9条に基づく勧告を行うとともに、勧告に従わない場合は第10条に基づく遵守命令を行うものとする。
- 3 前項の命令に従わないときは第11条の規定に基づき、必要に応じて告発を検討するものとする。

(無届伐採の取扱い)

第14条 市長は、現地調査等において無届の伐採行為を発見したとき又は通報があったときは、速やかに以下の事項について現地確認を行うなど事実関係を調査するものとする。

- (1) 森林所有者等
- (2) 森林の所在場所
- (3) 伐採の期間
- (4) 伐採の目的
- (5) 周辺への土砂流出等の有無及びその危険性

2 市長は、前項に掲げるもののほか森林所有者等に対し必要に応じ次に掲げる事項を指示するものとする。

- (1) 周辺への土砂流出等による災害発生の回避
- (2) 法令の遵守及び無届伐採に係る顛末書又は始末書の作成
- (3) 今後も継続して伐採する意向がある場合は、当該伐採に係る伐採届の提出

3 伐採行為が途中の場合は、直ちに伐採行為を中止及び伐採跡地への造林をするよう「指導書③」（様式第19号）により文書で指導し、伐採が終了している箇所については、森林所有者等（森林所有者及び伐採業者等）から伐採に至った事情を聴取するとともに「顛末書」（様式第20号）又は始末書を提出するよう指導するものとする。

4 無届伐採が初犯であり、届出制度を了知・熟知していないと認められる場合又は錯誤による場合は、過失の程度に応じて少なくとも「顛末書」（様式第20号）又は始末書を提出するよう指導するとともに届出制度の趣旨を理解するよう「指導書④」（様式第21号）により文書で指導するものとする。

5 市長は、第3項の伐採行為の中止の指導に従わない場合又は顛末書等の提出を拒否した場合及び過去に無届伐採を行った者である場合においては、法第10条の10第1項の規定により「勧告書」（様式第17号）で勧告を行うものとし、勧告にも従わない場合は、「伐採の中止命令書」（様式第22号）により中止を命ずるものとする。なお、中止命令を行った後も引き続き伐採を行った場合は、中止命令違反とし告発を検討するものとする。

6 前項の命令を行ったときは、「伐採・造林計画の命令に係る記録簿」（様式第15号）に整理するものとする。

（無届伐採による造林命令）

第15条 市長は、伐採届を提出しないで立木を伐採し伐採後の造林が行われなるときは、速やかに森林所有者等に対し造林を行う旨を「指導書③」（様式第19号）により指導する。なお、文書による指導（「指導書③」（様式第19号）の文中から「直ちに伐採を中止するとともに、」の文言を削除して行うものとする。文書による指導にも従わないときは、法第10条の10第1項の規定により「勧告書」（様式第17号）で勧告を行うものとする。

2 前項による造林命令は、事前の指導を行ってもなお適正な造林が行われず、法第10条の9第4項各号のいずれかの事態が発生している場合又は引き続き造林をしないときには、法第10条の9第4項各号のいずれかの事態の発生のおそれがあると認められる場合には、「伐採後の造林命令書」（様式第23号）により、その時点で造林すべき期間及び方法を明示して行うものとする。

3 前項の命令を行ったときは、「伐採・造林計画の命令に係る記録簿」(様式第15号)に整理するものとする。

4 第2項の法第10条の9第4項各号のおそれの有無は次のいずれかに該当するか等により判断するものとする。

(1) 造林命令に係る基準

ア 雨滴の浸食又は地表流による表土の流亡が認められる場合

イ 居住地域等に隣接する伐採跡地である場合

ウ その他法令第10条の9第4項各号のいずれかの事態の発生のおそれがあると認められる場合

(2) 造林すべき期間及び方法

ア 市森計において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている場合

(ア) 造林すべき期間

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年(伐採跡地において択伐(伐採率が10分の4を超えないものに限る。)により伐採した場合にあっては5年)を経過した日まで。

(イ) 造林の方法

市森計において定められている人工造林の対象樹種について、法施行規則(昭和26年農林省令第54号)付録第一の算式により算出される本数(市森計において定められている標準的な植栽本数)を植栽する。

イ 市森計において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地

(ア) 造林すべき期間

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過した日まで。

(イ) 造林の方法

森計において定められている人工造林の対象樹種又は天然更新の対象樹種について、その天然更新すべき立木の標準的な植栽本数(10,000本/haを超える場合にあっては、10,000本/haとする。)を造林する。

(状況報告の事務処理)

第16条 報告者は、伐採後(伐採跡地が森林以外の用途に供されることになる場合は、伐採が終わった日)から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」(様式第24号)を提出するものとする。また、再造林又は天然更新が完了後30日以内に「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」(様式第25号)を提出するものとする。

2 市長は、前項の報告を受け、現地調査又はその他の方法により森林の状況を確認するものとする。

3 市長は、前項の現地調査に届出者の立会を求めることができる。

4 市長は、天然更新が福井県天然更新完了基準を満たしていない場合には、森林計に基づき、植栽等により確実に更新を行うよう伐採後の造林に係る権原を有する者に指導するものとする。

(緊急伐採届)

第17条 森林所有者等は、火災、風水害その他の非常災害の発生により緊急に立木を伐採する必要があるときは、「緊急伐採届書」(様式第26号)を提出するものとする。

(違法行為等の経過観察)

第18条 市長は、法に違反又は違反するおそれのある行為及び場所並びに森林所有者等に対し、必要に応じて経過を観察し、事態の拡大を未然に防ぐものとする。

(県への情報提供及び協力体制の構築)

第19条 市長は、前条に関する経過観察を要する事項について、県の担当部署への情報提供並びに指導等に関する助言を得て、適切な対応が図られるよう努めるものとする。

2 前条を達成するため県との協力体制を構築するものとし、定期的に情報交換等を行うよう努めるものとする。

(地域森林計画の対象となっている以外の森林の届出の処理)

第20条 地域森林計画の対象となっている以外の森林についての届出があった場合は、届出が不要であるため、届出者にその旨口頭により説明し、届出を返却するものとする。

※保安林や保安林施設地区に指定されている場合や森林経営計画がたてられている森林においては当該計画に定められている伐採をする場合には別途手続きが必要。

附 則

この要領は、令和3年7月15日 制定

この要領は、令和4年4月 1日 改正

この要領は、令和6年4月 1日 最終改正